

岩手県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
ふれ亜育薬局	下閉伊郡川井村大字川井第2地割169番地2	宮古市川井第2地割169番地2	平成22年1月1日